

令和7年5月札幌市立小学校におけるいじめの重大事態調査報告書【概要版】

○ はじめに

本調査は、令和5年4月から同年6月にかけて、当時小学校6年生児童に対するいじめが発生し、当該児童が相当の期間、学級に入ることができず、別室で学習することを余儀なくされている疑いがあったことから、いじめ防止対策推進法第28条第1項2号の重大事態と捉え、本事案の検証をするとともに、今後の再発防止を目的として実施した。

○ 第1部 調査の目的と方法 (P3～7)

当該児童 児童A：小学校6年生（令和5年4月当時）

関係児童 児童B～児童H 計7名

調査組織及び調査委員

学校いじめ防止対策委員会、弁護士1名、臨床心理士1名、学識経験者1名

○ 第2部 調査報告による事実といじめの認定及び不登校との関連 (P8～15)

1 事実認定及びいじめの認定

○いじめと認定した事案（10件）

【事案①～④】児童B・Cによる暴言や挑発的な言動（「死ね」「それってあなたの感想ですよ」など）

【事案⑥】学級会における多数派による少数派への冷やかしの侮辱

【事案⑦】児童Cによる身体的接触（股間をこすりつける等）

【事案⑧】児童Eによる股間への蹴り（証言・医療記録により裏付け）

【事案⑨】児童Fによる委員会ページへの不適切な書き込み（「死」）

【事案⑩】児童Gによる遊びの中でのズボンを下げる行為

【事案⑪】児童Bによる画面越しの中指立て

○事実を確認できる情報がないことなどから、いじめと認定しない事案（1件）

【事案⑤】児童B及び児童Dからの発言

2 いじめと不登校との関連

児童Aが別室登校に至った背景には、複数の事案による心理的苦痛と、学校・担任への不信感が複雑に絡み合っていた。

3 小括

児童Aは、【事案①～④、⑥～⑧】によって学級内の人間関係と担任への不信感を募らせ、【事案⑨】によって決定的な心理的打撃を受け、別室登校を選択するに至った。さらに【事案⑪】がその後の別室登校継続の要因となった。

○ 第3部 いじめの行為に係る学校の主な対応 (P16～33)

1 事案に対する対応の実態

2 学校の対応について

3 学校がいじめに対する対応における問題点

(1) いじめの兆候が見逃されていた

事案③、④、⑦、⑩では、担任も他の教員も状況を把握していなかった。

特に事案③、④、⑩については、日常的に類似した行為が行われていたにも関わらず、いじめにつながる兆候として捉えることができなかった。

(2) 組織として情報共有されなかった

事案①、②、⑥は、担任の把握・対応に留まっていた。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教員が抱え込み、管理職をはじめとする組織内での情報共有がなされていなかった。

(3) いじめを見逃ごさない、生み出させない集団づくりができていなかった。

事案⑤では、担任が児童からの手紙を「悩み相談」と受け止め、具体的な指導を行わず、様子を見守ることにした。事案⑥については、1人1台端末使用のルールを学年全

体で話し合わず、クラスごとの対応としたことで、トラブルに発展した。事案⑧では、謝罪が行われたとしても調査項目に入れるべきではなかったという認識や事実確認の不足が、保護者の学校への不信感につながった。

(4) 情報モラルの管理・指導が徹底されていなかった

事案①、④、⑥では、1人1台端末を使用する上でのモラルやルールが浸透していなかったことが明らかとなった。事案⑨では、端末内の共有クラスページでの問題について、保護者からの指摘があるまで学校は気付くことができていなかった。

(5) いじめの未然防止に関わる道徳教育・人権教育が不十分であった

主に事案⑩について、学校外での遊びでも心身に苦痛を与える行為があったことから、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実が十分に図られていなかった。

(6) 加害児童への状況説明が不十分であった

学校は、7月初めに加害児童に対し問題行動について指導したが、加害児童の行動が被害児童に苦痛を与えていたことを十分に説明できていなかった。事案⑨では、担任が加害児童の保護者に電話で事案を伝えたものの、被害児童が深く傷付いていることまで十分に伝えることができていなかった。

○ 第4部 再発防止策～いじめの防止に向けて～ (P33～37)

1 本校の教育活動や生徒指導の考え方

2 学校いじめ防止基本方針 改定の重点

(1) 「学校いじめ防止基本方針」に新たに盛り込む必要のある事項

(2) 基本方針の運用における問題点

① 組織としての情報共有や支援体制が不十分であったこと

児童や保護者からの要望を共有する体制が不十分だった。今後は、担任の経験値等に関わらず情報を共有し、学校で新たに運用している「情報共有システム」を有効活用する。また、事案発生後の対応について、関係者への具体的な手順を明記する。

② 教育委員会や関係機関との相談体制が十分ではなかったこと

学級の秩序の乱れや人間関係のひずみが見られた場合、早期に外部の講師や教育相談の専門家などとの連携を図るべきだった。今後は、学校が主体的に保護者や児童に支援策を提案するとともに、教育委員会との連携も密にしていく。

③ 保護者との協力関係が不十分であったこと

保護者の多くの要望に寄り添いながら、応えようとしたが、適確な意思疎通ができず、関係を修復できない状況となった。今後は、早期にスクールカウンセラー等の専門家に入ってもらうことや、学校の方針を具体的に伝える必要がある。

④ 支援が必要になった学級への人的支援が困難な状況に陥ったこと

複数の学級で支援が必要な状況で職員の欠員が生じ、別室指導や専科体制を崩す必要があった。今後は、柔軟な専科指導体制、余裕のある日課など、職員が余裕をもって児童と向き合える環境を整える。

⑤ 学級の指導の大部分を担任が担うこと

乱暴な言葉や態度、表情など、いじめのささいな兆候を担任が常にキャッチできる意識を高める必要がある。今後は、専科指導などにおいて担任以外の教職員が授業に入る機会を増やすなど、複数の目で児童を見守る体制を推進する。

⑥ 情報モラル教育と端末活用の共通理解が足りなかったこと

いじめに端末使用に関わる事案が複数見られたことから、今後は全学年で統一した端末使用のルールを再度見直し、職員や児童だけでなく、家庭にもその内容を随時伝え、協力を具体化していく。